

北本市国民健康保険税条例の一部改正について(報告)

1 低所得世帯に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(令和 8 年 3 月 3 1 日専決処分、令和 8 年第 2 回市議会定例会報告)

(1) 改正の趣旨・主な改正内容等

地方税法施行令の一部改正を踏まえ、国民健康保険税均等割額の 5 割軽減・2 割軽減の対象となる所得の基準について、下表のとおり改定するもの。

(2) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

軽減判定所得の改定状況

改定前	改定後（太字下線）
軽減判定所得（第 22 条第 1 項） 【7 割軽減基準額】 43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	軽減判定所得（第 22 条第 1 項） 【7 割軽減基準額】※変更なし 43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
【5 割軽減基準額】 43 万円 + (30.5 万円 × 被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	【5 割軽減基準額】※改定 43 万円 + (31 万円 × 被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
【2 割軽減基準額】 43 万円 + (56 万円 × 被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	【2 割軽減基準額】※改定 43 万円 + (57 万円 × 被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

2 令和8年度国民健康保険税の課税状況等（参考）

(1) 国民健康保険税 現年課税分の状況（令和8年7月1日時点）

単位：円

	① 当初予算	② 当初賦課（調定額）	③（②-①） 差
医療分	795,263,000	878,401,700	83,138,700
支援分	294,810,000	325,530,300	30,720,300
介護分	97,889,000	104,870,300	6,981,300
子子分	28,448,000	32,664,700	4,216,700
計	1,216,410,000	1,341,467,000	125,057,000

※②は、過年度課税分を除いた調定額で、徴収率は未反映となります。

(2) 低所得世帯に係る国民健康保険税の軽減措置の状況（令和8年7月1日時点）

単位：人、円

		① 当初予算		② 当初賦課		③（②-①） 差	
		人数	軽減額	人数	軽減額	人数	軽減額
7割軽減	医療分	2,529	68,864,670	2,577	70,171,710	48	1,307,040
	支援分		23,899,050		24,352,650		453,600
	介護分	1,052	11,856,040	1,071	12,070,170	19	214,130
	子子分	2,529	2,821,140	2,577	2,876,160	48	55,020
5割軽減	医療分	1,522	29,602,900	1,393	27,093,850	△ 129	△ 2,509,050
	支援分		10,273,500		9,402,750		△ 870,750
	介護分	403	3,244,150	347	2,793,350	△ 56	△ 450,800
	子子分	1,522	1,213,150	1,393	1,110,450	△ 129	△ 102,700
2割軽減	医療分	1,383	10,759,740	1,406	10,938,680	23	178,940
	支援分		3,734,100		3,796,200		62,100
	介護分	296	953,120	307	988,540	11	35,420
	子子分	1,383	441,220	1,406	448,820	23	7,600
計	医療分	5,434	167,662,780	5,376	166,043,330	△ 58	△ 1,619,450
	支援分						
	介護分	1,751		1,725		△ 26	
	子子分	5,434		5,376		△ 58	